ロ　確認を行った結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ(3)に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ　証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とすること。ただし、有効期間内であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

ニ　証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

(1)　防護区域
(2)　第十四号ロに規定する区域
(3)　第十六号ハに規定する区域
(4)　見張人の詰所
(5)　監視所

二十九　［略］

三十　［略］

3　第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十八号から第二十一号まで、同項第二十四号から第二十七号まで、同項第二十九号及び同項第三十号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域」、「周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域」、「周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域内に」、「それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、同項第五号中「防護区域」、「周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域」、「周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域内に」、「それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十九号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るものに限る。）並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一～五　［略］

二十八　［略］

二十九　［略］

3　第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十八号から第二十一号まで及び同項第二十四号から第二十七号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域」、「周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域」、「周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域内に」、「それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、同項第五号中「防護区域」、「周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域」、「周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域内に」、「それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十八号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るものに限る。）並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一～五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。